令和３年 第５回
播磨高原広域事務組合 教育委員会 定例会 会議録

招集年月日	令和３年７月 16 日（金）
招集場所	播磨高原広域事務組合　２階会議室
開会	令和３年７月 27 日（火）16 時 00 分
出席委員	教育長　横山一郎 教育委員　河野雅晴、菅野夏子、竹内久美子、七條祐正
欠席委員	
会議録署名委員	●●委員、●●委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局長　西谷一徳　　主査　井上恵美子 教育総務課長　井口大介

議事日程

１．開会宣言
２．前回会議録の承認
３．会議録署名委員の指名
４．教育長報告
（１）播磨高原東小学校の状況について　資料１
（２）播磨高原東中学校の状況について　資料２
５．議事
報告第　５号　播磨高原広域事務組合立小学校及び中学校の学習用タブレット貸与要綱制定について　資料３
議案第　７号　播磨高原広域事務組合教育委員会公印規程の一部を改正する規程制定について　資料４
議案第　８号　播磨高原広域事務組合立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程制定について　資料５
議案第　９号　行政手続等の押印の見直しに伴う関係要綱の整備に関する要綱制定について　資料６
議案第 10 号　令和２年度播磨高原広域事務組合教育委員会に関する事務事業の点検及び評価について　資料７
議案第 11 号　令和４年度使用播磨高原広域事務組合立小学校教科用図書の採択について　資料８
議案第 12 号　令和４年度使用播磨高原広域事務組合立中学校教科用図書の採択について　資料９

６．自由討議

７．その他

８．閉会宣言

（16 時 00 分開会）

事務局　　お疲れのところご参集いただきましてありがとうございます。ただ今から令和３年第５回播磨高原広域事務組合教育委員会定例会を開会したいと思います。それでは横山教育長より開会のご挨拶をお願いします。

教育長　　ただ今から、令和３年第５回播磨高原広域事務組合教育委員会定例会を開会します。

事務局　　日程第２の前回会議録の承認について、前回令和３年５月 26 日に開会しました教育委員会会議録については、●●委員と●●委員に署名をいただき、承認いただきましたので報告いたします。

事務局　　それでは、議事日程に沿って進めさせていただきますが、本日、笹井参事兼学校指導員は欠席させていただいております。それでは、日程第３の会議録署名委員の指名について、教育長からお願いします。

教育長　　本日の会議録署名委員については●●委員と●●委員を指名します。よろしくお願いします。

次に、会議日程の調整を行います。本日の議題の公開、非公開について、皆様にお諮りします。日程第４の教育長諸報告についてですが、（１）の播磨高原東小学校の状況について、（２）の播磨高原東中学校の状況については、個人情報に関する内容が含まれております。また、日程第５議事のうち、議案第 10 号令和２年度播磨高原広域事務組合教育委員会に関する事務事業の点検及び評価については、議会上程前の案件でありますので、播磨高原広域事務組合教育委員会会議規則第 16 条第１項第７号の規定により非公開とすることが適切と思われます。賛成の方は挙手をお願いします。

＜　挙手全員　＞

教育長　　全員挙手のため、非公開と決定します。まず先に、公開案件を審議した後に非公開案件の審議をお願いします。

教育長　　それでは、公開案件の審議に入ります。日程第５議事の報告案件に移ります。報告第５号播磨高原広域事務組合立小学校及び中学校の学習用タブレット貸与要綱制定について、事務局より報告願います。

事務局　　資料３、報告第５号播磨高原広域事務組合立小学校及び中学校の学習用タブレット貸与要綱制定について、ご報告申し上げます。

GIGA スクール構想として、昨年度、児童・生徒及び先生方に１人１台タブレット端末を購入しましたが、今後、教育活動を行っていくにあたり、家庭等への持ち

帰りも想定した貸与要綱を今回制定したものであります。

タブレット端末については、さまざまな情報通信や学習が行える反面、破損事故や個人情報保護の観点からも、使い方、取扱いには「使い方のルール」も定め、本要綱に基づき申込者に同意書をもらったうえで貸与したいと考えております。

貸与要綱本文をご覧いただきまして、まず、目的を第１条に、定義を第２条に掲げ、次の第３条、貸与物品として学習用タブレット本体及びその付属品である AC アダプター、タブレットケース、また、家庭等でインターネットに接続するための機器であるモバイルルーターを貸与物品とするものでございます。

次の第４条、貸与対象者は、在籍する児童生徒及び教職員であり、次のページに移りまして、インターネットに接続するための機器がない者で貸与を希望する者であります。

第５条には、管理体制として学校においてそれぞれ貸与台帳により管理をお願いするもの、次の第６条、貸与費用は無償とします。

あとで、説明いたしますが、第７条として貸与を受けようとする者から貸与申込書兼同意書の提出を規定、第８条、貸与期間は校長が定めた期間とするもの、第９条から第 10 条は、貸与物品に交換や変更があった場合のこと及び取扱いの注意点を規定しております。

次の第 11 条では、経費負担として貸与を受けた者は、タブレット端末への充電に伴う経費と通信費は負担が必要となってくるもの、第 12 条では紛失や盗難、毀損があった場合の届出規定、次の第 13 条は第三者に損害が生じた場合や個人情報の漏えい等の事故が生じた場合の賠償責任規定、次の第 14 条は、同意の取り消し規定と次のページ、第 15 条では返却規定、第 16 条で申込者は、利用者が負担すべき一切の責務について連帯して保証する旨を規定したものであります。

最後に、先ほどの第７条で貸与を受けようとする者から提出していただく「小中学校学習用タブレット貸与申込書兼同意書」の様式を５ページに定めております。

最後に、本貸与要綱は令和３年７月１日より施行とするもので、播磨高原広域事務組合教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第２項の規定に基づき事務を代理したのでこれを報告し、承認を求めるものでございます。以上で、報告を終わります。

教育長　　報告内容について、ご質問、ご意見等はございませんか。

委員　　４点あるのですが、まず１点目。モバイルルーターを貸すケースで、後半の方にモバイルルーターの通信費は貸した際は経費負担を要しないと書いてあります。この場合は通信費の契約はどのようになるのですか。

事務局　　契約者は組合です。モバイルルーターの所有権は組合にあり、通信費も組合負担です。

委員　　契約者がモバイルルーターを貸している、という形ですか。

事務局　　そうです。

委員　　光都学園は、Wi-Fi は繋がるのですか。

事務局　　現時点では、Wi-Fi が繋がらない環境下であるらしいので、モバイルルーターを貸し出す予定です。調査した結果、一般家庭ではほぼ接続状況は整っていると聞いています。

委員　　光都学園の児童生徒一人一人に１台ずつ貸し出すのですか。

事務局　　エリアカバーできますので、数台と考えています。

委員　　何人かで１台を使用するということですね。それから、２点目で、８ページの「安全な使用」のところ、「学習に関係がないウェブサイトにはアクセスしない」ということで、正にそうなのですが、その一方でネットを使わせるというのは、自主的にいろいろ調べてもらいたいとか、あるいはネット環境にはリスクがあるとか自分を律してやっていくということが求められると思うので、書いてあることはこれで良いと思うのですが運用面ではあまり厳しくしすぎないということが必要かと思います。

それから、３点目で、その上の「健康のために」なのですが、持ち帰ると、おそらく夜に使ったり、暗いところで使用したりするかと思うのですが、画面を見る時に部屋を明るくするとか、逆に画面を暗くするとか、パソコンやスマートフォンには夜になったら自動的に画面を暗くする機能がありますよね。運用で良いと思うのですが、要は明るい画面を暗い部屋で見ると、照明を見るのと同じことになるので目に良くないはずなので、これは誰かに研究してもらった方が良いのかも知れないのですが、もしかしたら次の時に書き加える必要が出てくるかも知れないなと思いました。

最後、４点目ですが、タブレットは、一番長くて何年使いますか。６年ですか。

教育長　　６年です。

委員　　６年経ったらバッテリーがもたないと思います。バッテリーの充電の仕方とか、例えば満充電しないとか、完全に０％になるまで使わない方が良いとかあると思うので、学校で詳しい先生に研究していただいたらどうかなと思います。回収してバッテリーを繋いで置いておく部屋があると思うのですが、その時に満充電されるのか 80％ぐらいで抑えられるのか、いろいろあると思います。それをやったとしても６年もたないのかなと思いますけど、出来るだけ長持ちさせる方法があるのであればと思いました。以上です。

事務局　　充電方法ですが、各教室に保管庫があり、そこにタブレットを収納し充電するようになっています。

教育長　　学校で使用している間は、夜間に充電して１日使用するという形です。保管庫兼充電器となっているので、バッテリーのもちに関しては企業側がシステムとして確

立しておられると思います。

委員　　スマートフォンなどでも、他の機能は大丈夫でも、バッテリーが２、３年でダメになるケースが多いと思います。長持ちさせるには、夜中に充電ケーブルを繋ぎっぱなしにして100％の満充電にするようなことを行わないといった対策があります。

教育長　　全国的に保管庫兼充電器を導入しているので、そこは企業が何らかのシステムを組んでいると期待しています。

委員　　Chrome に過充電にならないようなソフトやアプリが入っていたら問題ないと思うのですが。

教育長　　それは、そういう仕様で今回のGIGAスクール構想を国が全国的に進めていて、ChromeかMacかWindowsの３つの中から選択してという形ですから、おそらく問題はないと思います。

運用上の健康のためのルールや、ウェブのアクセスについてですが、教育委員会としては学校と相談しながら決めているのですが、今回、各中学校の生徒会が参加して、中学生サミットを開催するようです。播磨高原東中学校ももちろん参加するのですが、その場で生徒が使用上のルールを決めようということです。その辺りで健康についても考えていくのではないかと思います。

県立大学の詳しい方が毎年関わってくださっていて、ここ数年はスマートフォンの使い方について子どもたちが話し合っていたのですが、今年はタブレットの使い方を話し合ってルールを決めるようです。子どもたちの方から意見が出て、自分で自分を守るという空気が作れたら良いと思います。

他に何かありませんか。

委員　　先ほどの質問と似ているのですが、モバイルルーターの貸与を希望した者に対してはインターネットの通信経費は負担しなくて良いということなのですが、その基準というのは、インターネット環境がない人に対しては全て無償で貸与するということですか。

事務局　　そうです。

委員　　それは、例えば、保護者から申し込みがあれば特に確認などはせずに貸与するということですか。

事務局　　事前に確認したところ、一般家庭ではほぼパソコンを使用しておられるということですので、貸与対象はおそらく光都学園のみになろうかと想定しています。

委員　　モバイルルーターは、月ごとに使用できる容量などはあるのですか。

事務局　　ありますが、家庭学習で使用する容量は確保できています。

委員　　分かりました。

委員　　故障の際の費用は、教育委員会が負担するということで良いですか。予算が立てにくいと思うのですが。

事務局　　そこは課題としてあり、結論立ててはいないのですが、保険に入る方が良いのか、実費負担でいくのか、また破損の状況にもよると思います。故意なのか過失なのかというところもあり、保険に入っておくことで、言ってみれば保険料の掛け捨てになってしまう、と。それよりもストックで何台か所持しておく方が良いのか、といったところで、結論には至っていない状況です。

教育長　　まだここは検討していく必要があると思います。貸与する者は在籍する児童生徒及び教職員となっていますが、教職員からも同意書を徴しますか。

事務局　　はい。

教育長　　播磨高原東小学校も中学校も、先生に１台ずつ貸与されますか。

事務局　　授業を行われている先生には１台ずつ貸与されています。

教育長　　それでは、授業を担当されない先生は、借りて使ってもらうということですか。

事務局　　はい。共有して使用していただくこととしています。予備機を使用していただくことも可能です。

委員　　先生が異動されたら、異動先の端末を使用することになりますか。

事務局　　そうです。

教育長　　子どもも小学校１年生で貸与を受けて卒業と同時に返還し、中学校で新たに貸与を受け、卒業時に返還します。中学校３年生が返還した端末を新１年生が使用するということです。

委員　　データをクリーンアップしたりする必要が出てくると思いますが、そのような費用もかかるということですか。

事務局　　おそらく初期化設定があると思います。

教育長　　タブレットというものは、端末そのものにあまりデータは入っていないようです。クラウドというサーバーの方にデータが保存してあるので、実際、ハードの方には

ほとんどデータは残っていない状態だと思います。

教育長　　他に何かございませんか。それでは、議案第５号は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

＜　異議なしの声　＞

教育長　　ご異議なしと認めます。よって、報告第５号は、原案のとおり承認いたします。

教育長　　それでは、続いて議案第７号播磨高原広域事務組合教育委員会公印規程の一部を改正する規程制定について審議いたします。事務局から説明願います。

事務局　　資料４、議案第７号播磨高原広域事務組合教育委員会公印規程の一部を改正する規程制定について、ご説明申し上げます。
　現在、本規程の別表中、公印の印影については実際の印影と同じ内容を記載しておりますが、印影の複製防止を図るため別表を記載のとおり例示表示に改正するもの、次の様式第２号及び様式第３号中の「印」を削ることについては、国が進める行政手続に関する押印の見直しに係る方針によりまして、様式から「印」の記載を削除するものであります。以上で、事務局からの説明は終わります。

教育長　　議案内容について、ご質問、ご意見等はございませんか。

委員　　これは、どういった改正なのですか。

事務局　　現在の規程には、印影そのもの、印鑑と同じ文字体のものが例規集上表記されています。いずれの市町でもこの本来の印鑑と同じ印影表記には、規程上、例規集上しておりません。ですので、この印影については、このような印影表記にしますというあくまでも例示表記にするように改正をしたいということです。
　様式から「印」の記載を削除するものは、国の押印削除の方針に基づくものです。

委員　　上から２つ目の教育委員会委員長の印は、もう使用しないと思うので、この機会に削除してはどうでしょうか。

事務局　　2015 年に制度改正され、教育委員長という役職は廃止になっているのですが、印鑑自体はまだ事務局が保管している状況です。

教育長　　それでは、今回、廃棄処理を行ってもらい、別表からも削除するということにしてください。
　校長印は、卒業証書などに押しますか。

事務局　　はい。各種報告書類にも押されていまして、この後、押印見直しで審議していただきますが、大部分で押印は不要になっていきます。

教育長　　この印影と書いてあるものは、例規集への記載の仕方をこのように変更するということですか。

事務局　　そうです。現在、印影のとおりの表記になっていますので、複製防止の観点からこのような印鑑であるという改正をしたいということです。

教育長　　他に質問等はございませんか。それでは、採決に入ります。議案第７号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

＜　異議なしの声　＞

教育長　　ご異議なしと認めます。よって、議案第７号は、原案のとおり承認いたします。

教育長　　それでは、次の議案第８号播磨高原広域事務組合立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程制定についてを審議いたします。事務局から説明願います。

事務局　　資料５、議案第８号播磨高原広域事務組合立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程制定について、ご説明申し上げます。
　本改正については、行政手続に関する押印の見直しに係る方針によりまして、別記様式中の「印」を削除したく、改正するものであります。
　以上で、事務局からの説明を終わります。

教育長　　議案第９号行政手続等の押印の見直しに伴う関係要綱の整備に関する要綱制定についても議案第８号と同じような内容ですので、併せて事務局から説明していただけますか。

事務局　　資料６、議案第９号行政手続等の押印の見直しに伴う関係要綱の整備に関する要綱制定について、ご説明申し上げます。
　本要綱改正については、先ほど同様、国が進める行政手続に関する押印の見直しに係る方針によりまして、関係する要綱について整備するもので、第１条として播磨高原広域事務組合立中学校対外文化及び運動競技会選手派遣補助要綱の一部改正として、別記様式中の「印」を、次の第２条は、播磨高原広域事務組合立学校の区域外就学に関する取扱要綱の一部改正で、様式第１号中の「㊞」を、第３条、播磨高原広域事務組合特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正では、様式第１号中の「㊞」を、播磨高原広域事務組合教育補助員配置要綱の一部改正として、第４条で様式第１号中「印」を削るもの、次の第５条、播磨高原広域事務組合立学校教職員の人事評価結果に対する苦情に関する取扱要綱の一部改正は、様式第１号中「㊞」を、最後の第６条、播磨高原広域事務組合立学校における臨時的任用・任期付採用の教職員及び会計年度任用職員の人事評価結果に対する苦情に関する取扱要綱の一部改正は、様式第１号中「㊞」を削る改正をするものであります。
　以上で、事務局からの説明を終わります。

教育長　　それでは、議案第８号および議案第９号について、何かご質問等ございませんか。

委員　　この印を削るというのは、要は印鑑を押さなくて良いということですか。

事務局　　はい。国が進める押印廃止に基づき、関係する要綱を全て洗い出した結果、これらについて改正を行うことになりました。

委員　　㊞と印は何が異なるのですか。

事務局　　当時の別記様式に記載されているとおりです。

教育長　　㊞は私印で、印は公印という扱いです。

委員　　これで教育委員会関係は全てですか。もっと様式があるように思いますが。

教育長　　要綱や規程に様式が定められているものについてのみ、今回挙がっています。

委員　　今回の定例教育委員会の案内には押印されていますが、今後はどうなりますか。

事務局　　それは今後も押印します。今回の国の行政手続きにかかる押印廃止は、住民負担を軽減することが目的です。行政からの発信文書については別と考えていただきます。

教育長　　兵庫県はメール施行ということで、紙媒体を送らない取り扱いが増えています。ただ、教育委員さんや外部委員さんについては押印済みの紙媒体を送ることが多いです。

教育長　　それでは、他に質問等はございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案第８号および議案第９号は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

＜　異議なしの声　＞

教育長　　ご異議なしと認めます。よって、議案第８号および議案第９号は、原案のとおり承認いたします。

教育長　　それでは、次の、議案第 11 号令和４年度使用播磨高原広域事務組合立小学校教科用図書の採択について、議案第 12 号令和４年度使用播磨高原広域事務組合立中学校教科用図書の採択についてを、併せて審議いたします。

事務局　　資料８、議案第 11 号令和４年度播磨高原広域事務組合立小学校教科用図書の採択について、および資料９、議案第 12 号令和４年度播磨高原広域事務組合立中学

校教科用図書の採択について、一括してご説明いたします。
　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第６号並びに義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第４項及び第５項の規定により、令和４年度使用播磨高原広域事務組合立学校教科用図書について、それぞれ小中学校の各教科及び採択した発行者の一覧表を後ろに付けさせていただいております。
　この教科書選定につきましては、西播磨の教科用図書の採択地区協議会において、近隣市町での共同選定ということで決定しております。決定内容につきましては、本年度と比較しまして、小学校、中学校ともに変更はありません。
　なお、中学校の歴史分野について、自由社から「新しい歴史教科書」が発行されるため、採択替えを行うことが可能ですが、選定の結果、本年度採択しております帝国書院となりました。
　また、別添参考資料としまして、兵庫県教育員会の採択に関する基本方針を添付させていただいておりますので、ご清覧願います。
　以上で、事務局からの説明は終わります。

教育長　　議案内容について、ご質問、ご意見等はございませんか。
　ないようですので、採決に入ります。議案第 11 号および議案第 12 号は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

＜　異議なしの声　＞

教育長　　ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号および議案第 12 号は、原案のとおり承認いたします。

教育長　　それでは、続いて、非公開案件の審議に移ります。
　日程第４教育長諸報告（１）の播磨高原東小学校について、事務局から報告願います。

＜　事務局説明　＞

＜　非公開案件の審議　＞

教育長　　それでは、続いて（２）の播磨高原東中学校の状況について、事務局から報告願います。

＜　事務局説明　＞

＜　非公開案件の審議　＞

教育長　　次の日程第５議案第１０号令和２年度播磨高原広域事務組合教育委員会に関する事務事業の点検及び評価について、審議します。事務局から説明願います。

＜　事務局説明　＞

＜　非公開案件の審議　＞

教育長　　それでは、他に自由討議をお持ちの方はおられますか。
ないようですので、次に、日程第７その他について、事務局からお願いします。

事務局　　本日机上配付させていただいております数学・理科甲子園ジュニア 2021 実施要項ですが、出場チームが決まりまして全部で 61 チーム、参加者一覧表には選手名が掲載されています。播磨高原東中学校は 44 番「高原革命」というチーム名で参加が決定しております。
続いて、来週８月３日火曜日午後２時より総合教育会議ということでご案内をしているところですが、議題については小中一貫教育の取り組み状況についてになろうかと思います。資料を事前に配付させていただきたいところではあるのですが、７月 30 日に小中一貫教育の検討会を予定しておりまして、その資料を基にさせていただきますので大変申し訳ないのですが、当日机上配付という形でご了承いただきたいと思います。
また、７月 20 日の上郡町長の任期満了に伴いまして、７月 21 日からたつの市長の山本実が当組合の管理者ということで変更になっております。これに伴いまして、副管理者が上郡町長の梅田修作となりましたので、よろしくお願いいたします。

委員　　７月 30 日は保護者も交えての検討会ですか。

教育長　　いいえ、学校と教育委員会で、１学期に取り組んだことや、今後取り組もうとしていることについての情報交換を行います。

事務局　　その結果を踏まえて、３日は小中一貫教育についての取り組みについてご説明させていただきますが、先ほども申し上げましたように資料については当日配付ということでご了解をいただきたいと思います。
それから、次回の定例教育委員会ですが、11 月開催で、教育支援委員会の報告や補正予算についてが主な議題になろうかと思いますが、また改めて日程調整をさせていただきます。以上です。

教育長　　他にはございませんか。ないようですので事務局より閉会宣言をお願いします。

事務局　　それでは、以上で、第５回播磨高原広域事務組合教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

（17 時 23 分 閉会）